

医療費・介護費用の自己負担を軽減

世帯内の同一保険（国民健康保険、社会保険〈被用者保険〉、後期高齢者医療制度など）の各加入者が1年間（毎年8月～翌年7月）に支払った医療費と介護費用の自己負担額を合計し、自己負担限度額を超えた金額を支給します。これは、医療と介護サービスを両方利用している世帯の負担を軽減する制度です。

○ 支給対象

医療費と介護費用の自己負担額があり、両方合わせた額が下表の自己負担限度額を超えている世帯

※ ここでいう「世帯」とは、住民票上の世帯ではなく、7月31日時点で加入している医療保険制度が同じ場合のことです。

例えば、夫婦で一方が「後期高齢者医療制度」、もう一方が「国民健康保険」といった場合など、加入する医療保険制度が異なるときは、住民票上同じ世帯であっても合算されませんので、ご注意ください。

○ 計算する期間

毎年8月から翌年7月までの12カ月間

○ 自己負担限度額

	75歳以上の世帯	70歳～74歳の世帯	70歳未満の世帯
加入している保険	後期高齢者医療制度 ＋介護保険	社会保険または国民健康保険など ＋介護保険	社会保険または国民健康保険など ＋介護保険
現役並み所得者 上位所得者	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
区分Ⅱ	31万円	31万円	34万円
区分Ⅰ	19万円	19万円	

現役並み所得者（70歳以上）

健康保険の場合：標準報酬月額（一定期間の報酬の平均額から定められるもの）が28万円以上など。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合：課税所得145万円以上など。

上位所得者（70歳未満）

健康保険の場合：標準報酬月額53万円以上

国民健康保険の場合：世帯全員の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える。

区分Ⅱ

住民税非課税の世帯

区分Ⅰ

世帯全員が、住民税の課税対象となる各種所得の金額がないなどの方（年金収入のみの方の場合は年金受給額80万円以下）

一般

上記のいずれにも該当しない方